

意見書案第5号

**「要介護・要支援者に対する医療による維持期リハビリの廃止撤回」を  
求める意見書**

上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成30年6月27日

羽曳野市議会

議長 樽井佳代子 殿

提出者

羽曳野市議会議員

笹井喜世子

上藪弘治

金銅宏親

松井康夫

笠原由美子

## 「要介護・要支援者に対する医療による維持期リハビリの廃止撤回」を求める意見書

現在、医療保険におけるリハビリテーションは日数上限が設けられ、日数上限を超えて、状態を維持することを目的として行われるリハビリを「維持期リハ」とされている。国は2006年から要介護・要支援者に対する外来の「維持期リハ」について、廃止する方針を示してきた。しかしながら医療による「維持期リハ」の存続を求める国民の声から廃止の期限を12年もの間、延期してきている。

医療による「維持期リハ」を廃止した場合に受け皿となるはずの介護保険の通所リハ事業所については、十分な体制を確保できないままとなっている。大阪の開業医団体である保険医協会が2017年3月に行った実態調査では、今後新たに通所リハ事業所を立ち上げようと考えている医療機関はわずか7%という結果となった。

国は、2017年度末の廃止を1年間延期する措置を取ったが、このままでは受け皿確保が間に合わず、「リハビリ難民」が生まれてしまう可能性もある。これは、地域包括ケアシステムの構築を目指す国の方針と矛盾する結果となりかねない。医療による「維持期リハ」は要介護・要支援者のQOL（quality of life）の確保に役割を發揮しており、通所リハの提供が整っていない現状では、1年後の廃止は時期尚早と言わざるを得ない。

よって、国並びに大阪府に対し、以下の点を強く要望する。

### 記

1. 要介護・要支援者への医療による維持期リハを廃止する方針は撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年6月27日

大阪府羽曳野市議会

内閣総理大臣  
衆議院議長  
参議院議長  
大阪府知事 各宛